

第3章 指導監査

§ 1 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

指導監査では、社会福祉法人や社会福祉施設等が関係法令・通知等を遵守し適切に運営されているかについて確認を行う。指導監査の結果、最低基準等を満たしていないことが確認された時は、改善指導を行うことにより、福祉サービスの質の向上や法の適正実施の確保を図っている。

表 444 指導監査実施数の年度別推移

法人・法別施設	年度（平成）	23年度	24年度	25年度
社会福祉法人	対象数	42	43	46
	計画数	24	19	28
	実施数	24	19	28
老人福祉施設	対象数	39	42	46
	計画数	19	26	25
	実施数	19	26	25
介護老人保健施設	対象数	17	17	18
	計画数	8	9	10
	実施数	8	9	10
障害福祉施設	対象数	66	76	88
	計画数	66	76	44
	実施数	66	76	44
保護施設	対象数	1	1	1
	計画数	-	1	-
	実施数	-	1	-
計	対象数	165	179	199
	計画数	117	131	108
	実施数	117	131	108

資料：企画課、生活保護・自立支援室